



経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ：外形標準課税の適用法人の見直しについて

2024年度税制改正で外形標準課税の対象法人の見直しが行われ、適用範囲が拡大しました。

対象法人の範囲

改正前の基準を維持したうえで、施行日である2025年4月1日以後終了事業年度より新基準が適用され、改正後要件のいずれかを満たすと外形標準課税の対象法人となります。

改正前	事業年度終了日の資本金の額が1億円超の法人（期中の増減資は考慮不要）
改正後	① 改正前の対象法人 ② その事業年度の前事業年度に外形標準対象であった法人（※）で、その事業年度終了日の資本金の額が1億円以下の法人のうち、払込資本の額（資本金の額+会社計算規則に基づいて計算した資本剰余金の額）が10億円超の法人

※ 施行日以後最初に終了する事業年度については、公布日（2024年3月30日）前日における資本金の額が1億円以下かどうかにより外形標準対象であるかの判定年度が異なります。

【設例】資本金10億円の3月決算法人が資本金9億円をその他資本剰余金へ振り替える無償減資を実施し、資本金の額が1億円、その他資本剰余金の額が9億円となった。

① 公布日前（2023年9月30日）の減資→公布日以後最初に終了する事業年度で判定

2022/4/1	2023/4/1	減資	2023/9/30	公布日	施行日		
					2024/4/1	2025/4/1	2026/3/31
2022年度 外形標準対象	2023年度（公布日以後最初に終了する年度） 外形標準対象“外”				2024年度 外形標準対象“外”	2025年度 外形標準対象“外”	

② 公布日以後（2024年3月30日）の減資→公布日を含む事業年度の前事業年度で判定

2022/4/1	2023/4/1	2024/3/30	2024/4/1	施行日	施行日	
					2025/4/1	2026/3/31
2022年度（公布日含む事業年度の前年度） 外形標準対象		2023年度 外形標準対象“外”		2024年度 外形標準対象“外”	2025年度 外形標準対象	

100%子法人等の取り扱い（2026年4月1日以後開始事業年度より）

資本金+資本剰余金の額が50億円超の法人の100%子法人のうち、その事業年度終了時の資本金+資本剰余金の額が2億円超の法人についても外形標準課税の対象に含まれます。

親法人の決算期と子法人の決算期が異なる場合には、子法人の事業年度終了日以前に最初に終了した親法人の事業年度終了日で判定します。

お見逃しなく！

- 対象法人判定時に使用する資本金の額や資本剰余金の額は貸借対照表の記載額で、税務上の資本金等の額ではありません。
- 子法人の資本金+資本剰余金の額の判定上、公布日以後に親会社に対して資本剰余金を原資とする配当を行った場合はその配当額を資本金+資本剰余金の額に足し戻します。子法人が自己株式を取得、消却した場合やその他資本剰余金を取り崩して欠損填补に充てた場合は足し戻し不要とされます。